

山梨県公報

第千九百三十三号

平成二十一年
三月二十三日

月 曜 日

目次

道路の区域決定	一八五
道路の供用開始(二件)	一八五
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正	一八六
正 誤	一八六
平成二十一年二月八日付第千九百三十三号中	一八六

告 示

山梨県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
富士吉田市小見見字笹子丸尾二二二六番の一地先から 富士吉田市上暮地字米倉四五八三番	四・〇 八・五	二二九〇・〇	

の一地先まで

山梨県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町四日市場字砂掃町一六四二番の一地先から 笛吹市石和町市部字広岡五三九番の二地先まで	八四四・〇	平成二十一年三月二十三日

山梨県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柵原藤野線	上野原市柵原字井太家三九六三番地先から 上野原市柵原字岩境三七二番の一地先まで	三〇五・〇	平成二十一年三月二十五日

山梨県告示第九十九号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一の(三)に次のように加える。

- 15 県道韮崎南アルプス中央線のうち南アルプス市大字寺部字村附二四六番の一地先から中央市大字成島字中田一二七三番地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域。ただし、中央市医大南部土地区画整理事業に定められた大規模商業集積区域を除く。
- 16 県道甲府中央右左口線のうち中央市大字極楽寺字神明一三〇番の一地先から同市大字成島字町東一六三三番地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域
- 17 一般国道百四十号のうち山梨市大字万力字一丁田二二三一番の三地先から甲府市桜井町字天神七一六番の三地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年一月八日山梨県監査委員告示第十六号（包括外部監査人の結果に関する報告の公表）

九 下 終わりから三 第十六号

第一号